

公立大学法人横浜市立大学舞岡キャンパス敷地内交通規制実施要綱

制 定 令和7年3月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市立大学（以下「大学」という。）の舞岡キャンパス敷地内（以下「敷地内」という。）の交通安全と教育、研究環境を保持するため、また緊急時や災害時に支

障をきたすことがないようにするため、敷地内における自動車及び二輪車（以下「車両」という。）の交通規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路交通法（以下「法」という。）に定める自動車（自動二輪車を除く。）をいう。
- (2) 二輪車 法に定める大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車をいう。

(入構規制)

第3条 車両で入構できる者は、次の各号に該当する者で、入構の許可を受けた者とする。

ただし、公用車、郵便車、緊急車両（消防車、救急車等）又はタクシー等の車両で入構する者については、この限りではない。

- (1) 大学の教職員（以下「教職員」という。）で、理事長により車両での通勤を認められている者。
- (2) 舞岡キャンパスに在籍する特任教員、アルバイト、人材派遣職員、学部学生・大学院生（以下「学生」という。）で、車両を使用しなければ来所が困難な者。
- (3) 舞岡キャンパスに在籍する大学院客員教員等の他機関に所属する職員で、所属機関において車両での通勤が認められている者。
- (4) 教職員及び学生以外の者（以下「学外者」という。）で、本学に所用のため、車両により定例的に入構する者。
- (5) 教職員、学生及び学外者で、所用のため、車両により臨時に入構する者。

(通行規制)

第4条 敷地内で車両の運行をするときは、大学が定める通行規制に従わなければならない。

(駐車規制)

第5条 敷地内で駐車又は駐輪するときは、原則として指定された駐車場又は駐輪場に駐車しなければならない。

(入構許可の申請)

第6条 第3条第1号、第2号、第3号及び第4号に該当する者で、車両での入構の許可を受けようとする者は、入構許可申請書（様式第1号）により、教育推進課舞

岡キャンパス担当に申請しなければならない。

- 2 第3条第5号に該当する者で、車両での入構の許可を受けようとする者は、事務室窓口で受付簿に必要事項を記入の上、教育推進課舞岡キャンパス担当に申し出なければならない。

(入構許可証等の交付)

第7条 教育推進課舞岡キャンパス担当は、前条第1項による申請を受けたときは、その内容を審査し、許可する場合は、入構許可証（様式第2号。以下「許可証」という。）を交付する。

- 2 前項で規定する審査のうち、学生に係るものについては、教育推進課舞岡キャンパス担当と木原生物学研究所長及び当該学生の指導教員が審査する。
- 3 教育推進課舞岡キャンパス担当は、前条第2項による申し出を受けたときは、臨時入構許可証（様式第3号。以下「臨時許可証」という。）を交付する。

(許可証等の有効期間及び交付時期)

第8条 許可証又は臨時許可証の有効期間及び交付時期は、次のとおりとする。

区分	有効期間	交付時期
第3条第1号～第4号に該当する者	1年以内	4月1日又は許可された日
第3条第5号に該当する者	1日	許可された日

- 2 許可証又は臨時許可証の有効期間が満了したとき、又は車両で入構する必要がなくなったときは、許可はその効力を失う。

(許可証等の再交付)

第9条 許可証等の交付を受けた者は、これを紛失又は汚損したときは、速やかにその旨を届け出て再交付を受けなければならない。

(許可証等の返還)

第10条 許可証の交付を受けた者は、前条により許可証の再交付を受けるとき、若しくは第8条第2項により許可の効力を取り消されたとき、許可証を返還しなければならない。

- 2 臨時許可証の交付を受けた者は、退出時に事務室に臨時許可証を返還しなければならない。

(順守事項)

第11条 車両で大学構内へ入構する者は、次の各号に掲げる事項を信義誠実の原則に基づき順守しなければならない。

- (1) 許可証又は臨時許可証は、他人に貸与又は譲渡しないこと。
- (2) 敷地内を通行するときは、歩行者を優先し、安全を図ること。
- (3) 敷地内の道路標識及び道路標示に従うこと。
- (4) 敷地内の走行速度は、時速10km以下とすること。
- (5) 敷地内では原則として指定された場所に必ず駐車又は駐輪すること。
- (6) 許可証又は臨時許可証は、運転席前面の外部から見える位置に置くこと。
- (7) 緊急事態又は大学の行事等により、臨時の規制を行う場合は、これに従うこと。
- (8) その他大学が必要と認める事項。

(事故処理等)

第 11 条の 2 この要綱に定めることのほか、敷地内における車両の通行方法及び事故処理等については、関係法令の定めるところによる。

2 駐車場及び敷地内における車両の盗難等の事故については、本学は責任を負わない。

3 入構者が、故意又は過失により敷地内の設備、施設等を車両によって棄損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(違反者に対する措置)

第 12 条 この要綱に違反した者については、次の各号に掲げる措置をとる。

(1) 違反事項及び指示事項を記した警告書を、違反車両に貼り付け、又はその所有者に交付する。

(2) 違反の著しい者については、許可を取り消し、以後許可しない。

(3) 長時間にわたり正当な理由がなく放置された車両並びに違反の態様が著しい車両については、大学において適正に処理することができる。

(4) 前項による処理をしたときは、これに要した費用は当該車両の使用者又は所有者の負担とする。

(雑則)

第 13 条 交通規制の総括に関する事務は、教育推進課舞岡キャンパス担当において行う。

(実施細目)

第 14 条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

入構許可申請書

横浜市立大学舞岡キャンパス

申請日： 年 月 日

受付印

身 分	教職員 客員、共同研究員	・ 特任、博士研究員 ・ その他 ()
学籍番号 又は 職員番号		部 門 名
氏 名		
電話番号 (緊急連絡先)		
車 種	4 輪	・ 2 輪
車 名		
車 番		
車 色		
申請理由 * 必要性を具体的に 記入してください		
申請理由に対する 担当教員の 具体的な所見		
	担当教員名	

申請は前日までに事務室に行ってください。

担当係長	担当

許可書 番 号	

YU・入構許可証

No. ○ - ○○○

【当該車両番号を記載】

有効期限： 年 月 日



臨時入構許可証

No.000

退構時に必ず事務室に返すこと

木原生物学研究所 事務室